

新婚さんを支援します！新生活のスタートを応援します！

弥富市結婚新生活支援補助金

6月1日
受付開始

1世帯あたり
上限20万円



建物購入費、賃料、
敷金、礼金、共益費、
仲介手数料、引越費用
を補助します。

【対象となる世帯】

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ①令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦（ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。）
- ②新居となる住宅が弥富市内にあり、その住宅に夫婦ともに住民票がある。
- ③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ④夫婦の年間所得合計（令和3年1月1日～令和3年12月31日分）が400万円未満
※1 離職し、申請時に無職の場合は、離職した者は所得0円として算出
※2 申請時に1年を超える育児休業者は所得0円として算出
※3 貸与型奨学金を返済中の場合は、世帯の所得から令和3年中の返済額を控除
※4 「夫婦の所得400万円未満」を収入に換算すると、約540万円未満に相当
- ⑤他の公的制度による住宅取得補助（すまい給付金及び外構部の木質化対策支援事業除く。）又は家賃補助を受けていない。
- ⑥過去にこの補助金（他の自治体における同様の補助金を含む。）を受けたことがない。
- ⑦弥富市税を滞納していない。
- ⑧世帯の構成員全員が暴力団員又は暴力団密接関係者でない。

【対象となる経費】

令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に夫婦のいずれかが支払った、原則、夫婦のいずれかが契約名義人である①及び②の費用の合計額で1世帯あたり20万円を上限とします。

- ①住居費 婚姻を機に、弥富市内で新居となる住宅を購入または賃借した場合の費用
建物購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（土地代、増改築費、リフォーム費、住宅ローン手数料、駐車場代、町内会費などは除く。）
※婚姻前の建物購入については、婚姻日から1年以内に取得したもの
※賃貸住宅について勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ②引越費用 婚姻を機に、弥富市内の新居へ引っ越すために荷物の移動・運送に要した費用
引越業者又は運送業者へ支払った実費（不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引っ越した場合にかかった費用・家具家電購入などは除く。）

【申請期間】

令和4年6月1日～令和5年2月28日

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。



【申請に必要な書類】

申請書類に不備等がある場合には受理できませんので、事前にご相談ください。

《共通書類》 ★印 … 弥富市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

◎共通書類
補助金交付申請書
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ★
夫婦2人分の令和4年度所得証明書（令和3年1月1日～令和3年12月31日）★ ※令和4年1月1日現在の住所地で発行可能
離職票、退職証明書の写し（申請時において無職の方）
育児休業証明書の写し等育児休業期間がわかる書類（申請時において1年を超える育児休業者）
奨学金返済証明書、返済額が確認できる通帳の写し等令和3年中の貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（奨学金を返済している方）

《申請内容によって必要な書類》

◎住居を取得した場合

- ・売買契約書、工事請負契約書の写し
- ・建物に係る代金がかかるものの写し
- ・建物取得費用を支払ったことがわかるものの写し（領収書や通帳等）
- ・住宅ローンに関する契約書の写し（ローンの場合 金銭消費貸借契約書等）
- ・引き渡し証明書等の写し（婚姻前の住宅取得の場合）

支払ったことがわかるものには、支払者氏名・金額・支払内容・支払日・支払先の記載が必要です。

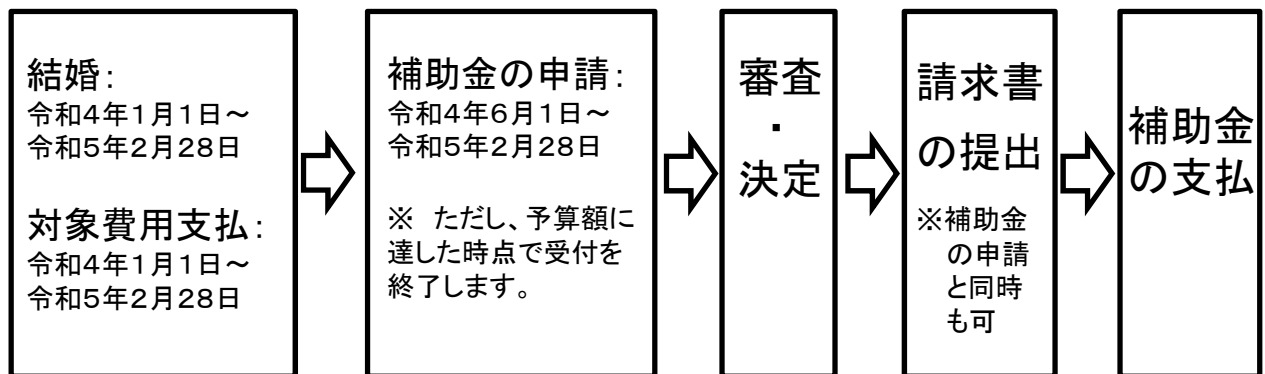
◎住居を賃貸借した場合

- ・賃貸借契約書の写し
- ・家賃等を支払ったことがわかるものの写し（領収書や通帳等）
- ・住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当が支給されている場合）

◎引越費用の場合

- ・引越費用を支払ったことがわかるものの写し（領収書や通帳等）

【手続きの流れ】



【申請・お問い合わせ先】

弥富市 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ

電話 0567 - 65 - 1111（代表） Eメール kyodo@city.yatomi.lg.jp

〒498 - 8501 弥富市前ヶ須町南本田335番地 弥富市役所 本庁舎4階